市立病院建設検討特別委員会 会議記録

2 場 所 特別委員会室

3 出席委員 委員長 中川英孝

副委員長 城 所 正 美

委員原 裕二

委員関根ジロー

委員 宇津野 史 行

委 員 石川龍之

委 員 杉山由祥

委 員 市川恵一

委 員 山沢 誠

委員 田居照康

 委員
 末松裕人

 委員
 平林俊彦

5 出席事務局職員 議会事務局長 染谷 稔

長

議

議事調査課長 岡田道芳

小 沢 暁

民

議事調査課長補佐 原島和 夫

議事調査課長補佐 鈴 木 章 雄

議事調査課主幹 松井幸一

議事調査課主任主事 日 野 裕 介

議事調査課主任主事 太田敏弘

6 会議に付した事件 設計・施工一括発注公募型プロポーザルの再公募の

結果等について

7 会議の経過及び概要

4 正副議長

委員長開議宣告

議事

傍 聴 議 員 安藤淳子議員、大橋博議員、鈴木大介議員、 て世界議員、山中政立議員、松田秀三議員

傍 聴 者 13名

開会 午前9時30分

中川英孝委員長

ただいまより市立病院建設検討特別委員会を開催いたします。

まず、傍聴について御報告いたします。

本日の会議につきましては、朝日新聞、千葉日報社他13人から傍聴したい旨の申 し出があります。これを許可いたしましたので御了承願います。

それでは、市長より御挨拶を願います。

市長

おはようございます。

市立病院建設検討特別委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、本特別委員会を開催していただきま して誠にありがとうございます。

新病院建設につきましては、御案内のように、去る9月15日に公開プレゼンテーションを経て優先交渉権者が決定されました。本日の特別委員会では、補正予算案を上程する臨時議会に向けて、執行部からここに至る経過報告を中心に説明させていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましても引き続き御理解、御協力をお願い申し上げ、簡単でご ざいますが私からの挨拶とかえさせていただきます。

中川英孝委員長

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

設計・施工一括発注公募型プロポーザルの再公募の結果等について

中川英孝委員長

設計・施工一括発注公募型プロポーザルの再公募の結果等についてを議題といたします。本件について執行部の説明を求めます。

建設事務局長

おはようございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、急きょ、市立病院建設検討特別委員会 を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

また、新病院の建設につきましては、これまでに御心配や御助言あるいは励ましをいただいてまいりましたが、過ぐる9月15日に公募型プロポーザル提案者によるプレゼンテーションを無事に開催し、最優秀提案者等を特定することができましたことを厚く御礼申し上げますとともに、一日も早い開院を目指して次の展開に進めてまいりたいと存じます。

初めに、本特別委員会を開催していただきました趣旨について御説明させていただきます。

開催の趣旨といたしましては、一つ目が先ほど申し上げましたプレゼンテーションを含む公募型プロポーザル審査委員会の開催結果。二つ目に優先交渉権者、次点者の決定。三つ目として補正予算など今後の展開等につきまして委員の皆様への御説明及び御報告となります。ただ、前回、平成26年4月28日の市立病院建設検討特別委員会特別委員会の開催から半年近く時間がたっておりますので説明に重複する部分もございますが、一連の経過を織りまぜながら順次御説明させていただきたいと考えております。

それでは、一つ目の公募型プロポーザルの結果につきまして御報告させていただきます。

これまでの経過を振り返って御説明申し上げますと、平成25年10月に増額補正をした新病院の建設事業費を上限提案価格として公募型プロポーザルを実施したところ、鹿島建設株式会社、株式会社竹中工務店、清水建設株式会社のゼネコン3社から参加表明がございましたが、技術提案書の作成過程において上限提案価格を超過してしまうとの趣旨から同年12月までに3社全てが参加を辞退し、プロポーザルは不調という結果で終了となりました。

全国的にも公共事業の入札自体、不調・不落が多発し、深刻さが増す中、執行部といたしましては市場での取引動向を読み、適正な上限提案価格の設定は困難との結論に至り、今回のプロポーザルの再公募にあたりましては、この難局を乗り切るために業者の資格要件を緩和して参加の窓口を広げるとともに、あらかじめ上限提案価格を設定する従来方式を改めまして、発想の転換から新機軸といたしまして業者に建設事業費の提案を求めるスキームを打ち出したところでございます。

平成26年6月9日に再度プロポーザル実施の公告を行いましたところ、一つとして清水建設株式会社、二つとして竹中・輝・浅野特定建設工事共同企業体、そして、三つとして大成建設・久米設計特定建設工事共同企業体の3社から参加表明があり、8月29日の期限までに各提案者の技術提案が出そろい、9月15日に公開プレゼンテーション、審査委員会が開催され、委員の皆様にはお手元の資料にあります1-1を見ていただきたいと思いますが、審査委員会からの最優秀提案者並びに優秀提案者を特定する旨の答申の写しをお配りさせていただいております。プロポーザル審査委員会より、日付を見ていただくとおり、同日付けで答申をいただいております。

次に、答申の本旨を御説明させていただきます。

次の、1 枚めくっていただきまして資料の1-2、「最優秀提案者等の特定について」という表をご覧ください。

今回のプロポーザルの審査方法につきましては、技術事項と価格事項を分けて評価・採点し、合計した総合評価で行われました。基本設計書を踏まえた評価項目に従って、より優れた提案を評価することを基本方針に評価を行い、採点については審査委員会の合議制による総意として実施されました。審査の結果につきましては既に公表しておりますが、評価値が600点を満点としたところ、提案者の中で最高の417.13点を獲得しました清水建設株式会社が最優秀提案者に、また2番目に高かった411.40点の竹中・輝・浅野特定建設工事共同企業体が優秀提案者にそれぞれ特定されたので改めて御報告いたします。

ここで資料の表の中段をご覧いただきたいと思います。価格事項の価格の評価点② と書かれたところと、表の下のところの米印のところですね、それをご覧ください。

審査委員会は、清水建設株式会社の提案のうち、エネルギー供給施設につきましては「機器を設置し引き渡すこと」という部分におきまして要求水準を満たしていないと判断し、評価の対象から外すこと。機器の代金が提案価格に含まれていないことについて公平性を確保するため、価格事項に減点の措置を講じることを決定いたしました。

続きまして、三つの事業者からの提案価格について申し上げます。

ございました。

表の中ほどでございます提案価格の行をご覧いただきたいと思います。カッコの中が消費税を含んだ額になりますので、こちらの税込の額を使って御説明申し上げます。一つとして、清水建設株式会社が消費税込みで194億1,840万円、二つとして、竹中・輝・浅野特定建設工事共同企業体が税込みで197億5,320万円、三つとして、大成建設・久米設計特定建設工事共同企業体が税込みで225億7,200万円で

プロポーザル審査会の詳細につきましては、次の資料の1-3、「審査結果報告書」という16ページから成る報告書、ページ数がちょっと多いのでそれを後でご覧いただきたいと存じます。

次に、資料の1-4でございます。「技術提案の特徴」ということで、ページで言いますと17ページになるんですが、横の表がございます。それをご覧ください。提

案者の提案内容につきまして御説明させていただくものです。

最優秀提案者となりました清水建設株式会社の提案内容、特徴等につきまして御説明申し上げます。

最大の特徴といたしましては、基本設計では免震構造の本棟と耐震構造の管理棟の 2棟の建物を連結する形態でございましたが、提案では③のところをご覧いただきた いと存じます。管理棟も免震構造に変更し、本棟と一体化した1棟の建物とした提案 となっています。災害拠点病院として万全な建物とするとともに将来建物の内部に医 療機能を増設できるスペースを確保しております。

さらに⑤の欄をご覧ください。柱のスパンを基本設計の6.4メートルを倍の12.8 メートルに広げることで間取り等のプランの自由度を高め、本数を削減した分の有効 面積の拡張と併せて将来の改修時の医療ニーズに応えることを可能としております。

次に、②の欄をご覧ください。地盤の特性から格子状地盤改良を施し、くい基礎を 直接基礎にかえて、想定外の大規模地震に対する安全性の強化が提案されております。

また、⑩のところでございますが、建物の位置の調整を図り、敷地内に車両が通行できる周回道路を確保し、消火活動やトリアージ等への配慮はもとより施工中の効率性を高める工夫も見受けられました。

そのほか⑨の欄をご覧ください。地域の貢献として事業費の25%を市内企業に発注し、本市の経済活性化への協力をする提案となっております。

続きまして、資料の1-5をご覧ください。

最初の様式2-4と書かれたところがございますが、全体工程表でございます。 設計・施工の効率化によりまして工期を2か月短縮して3、4か月とし、完成後の開 院準備期間に余裕を持たせることも提案に含まれております。

続きまして、同じ資料の1-5ですが、様式の2-8と2-9でございますが、こちらにつきましては病室などのインテリアデザイン及び外観デザインの提案書の抜粋となっております。

以上が最優秀提案の主な内容でございます。

今回、参加しました3社からの提案は、いずれも本市の高度急性期医療を担う新病院にふさわしく、さまざまな特色を持たせた提案が盛り込まれたことから、高い次元での競争となり、総じてデザインビルドに期待したプロポーザルになったものと認識しております。

続きまして、二つ目の優先交渉権者と次点者の決定について御説明させていただきます。資料につきましては、資料2-1をご覧ください。

「優先交渉権者・次点者の決定について」という表題のものでございます。

審査委員会の最優秀提案者、優秀提案者の特定に係る答申を受けまして、病院事業 管理者が清水建設株式会社を優先交渉権者に、次いで竹中・輝・浅野特定建設工事共 同企業体を次点者に決定したところでございます。

提案価格の妥当性の検証には、本スキームに示した目標金額がその役割を担っておりますことはこれまでの特別委員会におきまして申し上げたとおりでございますが、

その設定につきまして詳細を御説明させていただきます。

資料 2-2 でございます。「目標金額の設定について」というものがありますので、 ご覧ください。

今般のプロポーザル実施に当たり、業者の提案価格が市場での実勢価格に見合うか否かを判断する参考情報の一つとして、一般財団法人建設物価調査会が発行します建設コスト情報や最近の契約実績を参考にして目標金額を設定し、病院経営の視点や一般会計への影響など財政的な見地から検証した金額をもって予算化し、提案業者と契約する方式を提示いたしました。

目標金額の設定に使用した建設コスト情報につきましては、国土交通省による公共工事を発注する際に基本となります建設労務単価が昨年3月に15%、本年2月に7.1%と2度にわたり大幅に引き上げられております。さらに東日本大震災の復興事業や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催といった特別需要も加わって、建築需要の増大が資材や技術者の労務費の高騰を招き、依然として建築コストの上昇が続いているのが今日の市場経済の実情でございます。

そのため上限提案価格にかえて設定した目標金額につきましては、先ほど申し上げました市場経済の動向を勘案して建築コスト情報などを参考に物価上昇率を算定し、 さらには見積り査定価格を考慮した見直しを図りました。

その結果、実施設計の費用を含む上昇率は税込みで30%から46%、金額にして約40億円から60億円の増額となります。以上から本市の目標金額を、資料の①、②でございますが、175億円と195億円の周辺金額として設定いたしました。

先般の特別委員会におきまして、価格に上限を設けないことが建設事業費に際限なく高値を生む、いわゆる青天井への御心配をいただきましたが、3社の提案価格を見た限りそのような懸念はなく、優先交渉権者の提案価格と本年1月から8月までの公的病院建設の契約実績を比較しますと、病院の機能や規模の違いもございますが、単位面積当たりの単価においても水準以下の提案価格であり、清水建設株式会社の提案額、消費税込みで194億1,840万円は、むしろ競争原理も働いたと見るべき妥当な金額であると判断しております。

次に、収支シミュレーションにつきまして御説明させていただきます。こちらは本 日配付させていただきました追加資料となっております。

まず、本日配付しましたそのシミュレーションの資料の確認でございますが、 1° ージ目に収益的収支の増減を、 2° ージ目に資本的収支の増減、 3° ージ目に一般会計繰入金の増減のそれぞれの説明資料を掲げておりまして、 4° ージ以降の資料につきましては 3° ージまでの内訳をそれぞれ添付しているものでございます。

今回のシミュレーションでは、目標金額の195億円を基本とするほか、新たに退職給与引当金の創設など新公営企業会計に移行したことから、制度改正の内容を盛り込んでおります。また、消費税の税率変更につきましては平成26年度から8%、平成27年度下半期から10%となるよう再計算いたしました。さらに、本年度の国保松戸市立病院の決算見込みを勘案し、平成26年度におきまして一般会計繰入金に9

億円を加えて計上しております。

以上、御説明した前提条件をもとにして新たな収支シミュレーションを行っております。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず、1ページ目の収益的収支につきましてです。

開院予定を平成30年1月と見込んでおりますが、一番上の表のとおり開院後11年目で赤字が解消される見込みとなっております。

続きまして、1ページ飛ばせていただいて、3ページの一般会計繰入金の表をご覧ください。こちらは一番上の段と一番下の段の最下段の欄をそれぞれ見ていただきたいと存じますが、平成25年9月補正の額に比較して毎年おおむね2億から3億円の増額となり、総額では18億から17億円の一般会計の繰入金を見込んでおります。

以上が収支シミュレーションの御説明でございます。

最後に、補正予算を含めまして今後の展開につきまして御説明させていただきます。 建設事務局では建設事業費の補正予算案を組むに当たり、基本設計以来、建設事業 費が増大していることを踏まえまして、できる限り事業費を抑える必要性から、優先 交渉権者である清水建設株式会社に提案内容の詳細について聞き取りを行い、精査を いたしました。精査の過程では、開院後の病院経営の視点に立って、提案価格から空 調設備機器等の見直しと、医療機器の設置に合わせて実施したほうがより効果的とな るMRI室の磁気シールド工事など、事業の進捗に応じて予算措置をする項目等を抽 出し、これらを差し引いて設計・施工工事費で191億2,896万円と工事等管理業 務2億3,765万4,000円を合わせて総額193億6,661万4,000円の事業 費に圧縮したところでございます。

その結果、57億1,204万9,000円を増額する補正予算案を来る10月20日の臨時議会に上程いたしますのでよろしくお願い申し上げます。予算の成立後、直ちに優先交渉権者と契約交渉に入り、契約を締結させ、事業着手へと進めてまいりたいと考えております。

今年の8月には、これまで経験したことのないような集中豪雨によって東北・東海・近畿・中国・四国など広範囲に被害をもたらし、中でも広島では大規模な土砂災害が発生し、70名を超える住民がお亡くなりになりました。また、つい先日、9月27日には岐阜の御嶽山が噴火し、50名を超える登山客が命を落とす火山災害が発生いたしました。

本市の病院機能の一つに災害拠点病院としての重要な役割がございます。今回の自然災害でも被災された方が病院に搬送され、医師や看護師から手当てを受ける姿が幾度となく放映されましたが、市民の皆様、議員の皆様には新病院の建設が長期化していることにつき、御心配とともに複雑な思いで映像をご覧になったものとお察しします。

改めまして、職員一同が新病院の早期開院に向けて全力を尽くす使命を確認し、目標に向かって邁進してまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましても引

き続き御理解と御協力をお願い申し上げ、私からの御報告とさせていただきます。 ど うぞよろしくお願い申し上げます。

【質 疑】

杉山由祥委員

報告という形で今回いただいたわけですけど、20日に臨時議会を開いていただいて、そこで議案が正式に提案されるという中で、あまりここで質疑をしてしまうと議論の先取りみたいな形になってしまうのでなかなか難しいんですけど、どこからどこまでの範囲で質疑すればよろしいですか。

中川英孝委員長

当特別委員会が先の議会でプロポーザル方式で金額を設定して不調になりましたと。基本的にはその段階までの134億円の予算執行については本特別委員会も一応認めているということでありますから、今回その134億円でだめだったんだよ、じゃあ幾らにするんだよという話の中で上限枠を撤廃して、そこまで我々はこの委員会では認めてスタートしてきて、現在こういう形でできておりますから、基本的にはこの予算を認めた上で、この134億円の予算が190億何がしになるよということについてのいわゆる質疑にしていただきたいなと、こう私は思っております。

杉山由祥委員

そこの金額のまだ議案が出てきていない段階なので、あまりそこの議論をしちゃうとちょっと議案に触れちゃうんじゃないかなと思いますし、私たちもちょっと直前に資料をいただいてまだ読み込み不足の部分もあるので、まあ大ざっぱな質疑しか今日はできないのかなというふうに思いますけども。

宇津野史行委員

本格的にはじゃあ議案が提案されてからやるとして、この間のプロポーザルの3社のプレゼンテーションの場にも私はいたんですが、その中で1点、気になったことがありまして、そこの部分について確認させてください。

提案者のCの方が、基本設計をもとに自分たちの提案をつくる際に、何か四つぐらい法的に問題があるのじゃないかという部分を改善してきましたということをおっしゃっていたんですよね。それで何か基本設計の段階で法的にクリアしなきゃいけない部分を四つほど指摘されて、それを改善する提案をCの方がしてきたよと。具体的に何だったのか、ちょっと今実はメモが見つからなくて私は持ってこれなかったんですけども、その点が最優秀提案者であるAや優秀提案者であるBがクリアできているのかどうか。何か法的に問題があるとすればそれを残したままで工事するわけにいかないと思うんで、その部分についてCが改善したものが何であったのかということと、

それからそれについて今回の計画がクリアしているものなのかどうかということ、この2点について整理させてください。お願いします。

建設事務局技監

プロポーザルの公開によりますプレゼンテーションの際にC社から法的に合わない部分の改善についての提案があったということで、その中身と今後の対応みたいなことでよろしいでしょうか。

宇津野史行委員

その中身が、指摘されたことがクリアできるのかどうかということですよね。

建設事務局技監

募集要項あるいは要求水準の中で当然にして法的な部分については適合するような 提案にすることということでしてありますので、細かいところまでの精査はできてお りませんけれども、それぞれの提案が法的な部分でのクリアは当然にしてなされてい るということで理解をしております。

ただ、今Cの提案のときに4点という宇津野史行委員からのお話がございましたが、 その点についてはちょっとまだ資料が今手元にすぐに出ませんので申しわけございま せん、お知らせすることができないんです。

それから仮にということですけれども、当然これから業務委託を実施設計の中で具体の設計に入っていくわけですけれども、その段階でも併せて法的な部分についてはチェックをし、なおかつその建築する際に必要な建築確認みたいなものが必要になってきますので、その中できちっと資格を持った方々のチェックを受けて、遺漏のないような形での成果品として上がってくるというふうに認識しております。

宇津野史行委員

お互いにちょっと今資料を持ち合わせていない段階での話なので、できれば今度の臨時会のときに——Cの方は間違いなくそういうふうに御説明されていたんですよね。私もへえと思って聞いていたので、その部分についてどういった指摘があって、それでその部分を今後どういうふうに法的にクリアできていくのか。もしかしたらCの方が——どっちが勘違いしているのかわかりませんけれども少なくともそういう指摘があったわけですから、そこについてもう一回聞きますので、私もちょっと手元のメモを探してきますけれども、お願いしたいと思います。

それから開院期間に関してなんですが、先ほど平成30年1月とかというお話がありましたが、各提案者がそれぞれ開院準備期間の確保ということで、例えば提案者Aであれば2か月間とかという話がありましたが、この2か月間というのは開院の準備期間として確保するべきなのか、それとも開院を早めてほしいというふうに開院の前倒しというような形での消化の仕方というのは、そういうのはあり得ないものなんで

すかね。ということをお聞かせいただきたいと思います。

建設事務局長

3社ともに期間の短縮というのは提案されておりまして、優先交渉権者の清水建設株式会社は資料のとおり2か月というのが出ております。これを開院の準備期間に充てるというのは、今まで例えば清水建設株式会社が携わった経験の中からそういったものに活用したほうがいいのではないかという提案だと思います。ただ、一方で開院を早めるということも一つの課題ではございますので、そこら辺のところは今後の調整の中でこの短縮期間をどう使うかということになるかと思います。

宇津野史行委員

ありがとうございました。今後の検討というお話がございました。今後一定のさらに詳細を詰めていってそれから工事に入ってという段取りを組むと思うんですけど、その中で、今回各3社が非常に独自の提案をされてきたなと思って興味深く拝聴していたんですけれども、例えば今回優秀提案者もしくは採用されなかったBとCの中で、これはというものをAに取り入れていくようなハイブリッド式みたいなそういったことというのが、これからA社と詰めることというのが可能なのか、それともA社の提案を全てそのまま行くのか。BとCで取り入れられそうなものがあったら取り入れていくようなそういった幅というのがあるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。まあ金額とかに影響が出ちゃうのかもしれませんけど、出ない範囲の中で取り入れられるのであればとかという、そういう工夫をする余地があるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

建設事務局技監

各建設業者もいわゆる独自に開発された工法等について、それを採用するということは特許等にかかわることですので、それはできないというふうに思っています。

ただ、一般的に認知されている設備であるとか、あるいは工法については、その一部についてそれを採用するということは考えられるだろうというふうに思っています。ただ、今回は価格を含めた技術提案ということでございますので、その技術提案に沿って価格が決まってきているということからすると、それぞれの提案が価格面・技術面両面から一番優れているというような判断のもとでその提案がなされているのだろうなというふうに思っております。

石川龍之委員

何点かお伺いいたしますが、資料の14ページのところでちょっと伺いたいんですが、提案者AとB、Cとの違いで、建物の基礎についてAの清水建設は「地盤改良を行い直接基礎とした」と。それでB、Cは「一般的な杭基礎」をやるということでありますけども、清水建設が地盤改良が必要と考えているのはどういうところなのかを

伺いたい。「議論の的となったが」どんな議論がされたのかが一つです。

もう一点は、提案者AのESPのエネルギーサービスプロバイダーの提案について 伺いたいんですが、ここに関しては、公平性がないと判断し、価格事項の評価の点から減点されたということですよね。ここが非常に気になるんです。このESPのプロポーザルで提案されたことが松戸市としては必要と感じているのか、必要であればこの「技術事項評価」のところの提案者Aに関して最後のところ、「一方、建物が」云々と書いてありますね。そこで今後のちょっと懸念事項みたいに書いてある。その「ESPの新たな費用負担」などが今後例えばこのプレゼンテーション者のAの清水建設株式会社のESPというのが必要だと松戸市としては受け取っているのか。必要であれば今後これは今回の価格に幾らプラスされてくるのか。必須なのか必須じゃないのか、これによってこの最終的な金額が変わると思うんですね。このことをちょっと指摘されているような資料も出ているので、このことを松戸市としてはESPというのが必要と思っているのか。プレゼンの中の評価のところでここをどう捉えていたのか。また、これが今後必要と考えているんだったら今後また補正であと10億円要りますとか出てくるのか、ちょっと心配なのです。

建設事務局技監

A社が地盤改良を直接基礎工法を採用したときの議論ということでございますが、プレゼンテーションの中では、A社のほうからの説明では敷地の地盤が比較的柔らかい地盤と固い地盤、当然その固い地盤のほうは下のほうにあるわけですけれども、大きな想定外の地震が来た場合には、杭を打った場合にその杭がせん断してしまうというようなことも考えられるので、A社のほうの考え方としては地盤改良で免震構造を採用したほうが安全性が高まるというような説明がなされております。これについて審査会の中ではそれが法的、構造的に問題があるのか否かというようなことも議論されておりますけれども、これらにつきましては当然、免震構造をつくる場合の構造評定だとか、あるいは構造計算適合性判定だとかというような手続が必要になってきますので、その中できちっと検証されますので、構造的な部分での問題というのは発生してこないというような議論がされております。

それからESPの関係でございますが、私どもとしてはESPについては採用することが病院経営にとって有益ではないということで、これについては採用する意思は持っておりません。したがいまして、その後の費用負担がどういうような形で推移していくかというところの議論につきましては細かくしておりません。ただ、このプロポーザルを始める前にESP事業について細かく私どもも数か月かけて検討しておりまして、その結果として有益でないというような結論に至っていますので、細かく数字としては出しておりませんけれども、結論として採用しないということを決めさせていただいております。

石川龍之委員

ありがとうございました。ちょっと専門的なことはわからないので、免震というのが深く杭を打ち込んで、揺れを吸収するというようなものだと認識しておったんですが、直接基礎というのがどんなイメージになるのか、もうちょっと教えてほしいんですね。それとESPの件に関してはわかりました。

建設事務局技監

直接基礎といいますのは、いわゆる住宅でもごく一般的に今は取り入れられております。ベタ基礎といいまして、基礎部分のいわゆる床となる下の部分を全てコンクリートで固めるというような部分が直接基礎といわれるようなものでございます。それでは自重で不同沈下あるいは等沈下ということもあるのかもしれませんけれども、その沈下に耐えるような部分では、その耐力を持たせる意味で地盤改良を併せて行うというようなことでございます。ですから、杭にかわるものが地盤改良ということでございます。

石川龍之委員

ありがとうございます。要するに、直接基礎で免震というのができるというのを清水建設株式会社は工法的に持っているということで、私どもは理解すればよろしいんですね。

建設事務局技監

そういう考えのもとで提案されておりますし、実績もおありになるということでございました。

原裕二委員

今日、どこまでお聞きしていいのかすごく困るんですけど、資料の前提というところの確認をさせていただきたいんですが、まず一つとして、今お話がありましたエネルギーサービス事業についてなんですけども、これを選択しないという判断をされたという説明はよくわかったんですけども、このエネルギーサービス事業というのは、恐らく先にそういったエネルギー部門、例えばボイラーだとかいろんなものを先に向こうに投資していただいて、毎月毎月のエネルギー費用に上乗せをして向こうが回収していくというサービスだと思うんですね。それで、その場合、これを採用しないということになれば当然その先に投資額が、向こうが見込んでいた分がこちらに来るのではないかと、そのお答えが今の答弁ではちょっとなかったんですが、恐らく普通は10億円から20億円とかという数字が上乗せされるんではないかなという気がするんでけども、その辺をまず確認させていただきたいんです。

建設事務局技監

今回、A社から提案されておりますESPの対象となる設備の関係でございますが、エネルギー関係全ての設備ということではございませんので、その一部についてESPに対象として外に出すというようなことでございます。そうしますと、私どもで伺っている額としましては約2億4,000万円がその対象になるということでございます。それで私どもの募集要項の中では今回の各技術提案の中でいろいろ提案されたとしても、その中に、病院経営等を勘案したときにいわゆる採用することが有益でないと判断したものについてはそれは採用しませんということも書いてございますし、そのやめたことに伴っての費用については増額を原則としてしないことということにしてありますので、まだ具体の契約交渉には至っておりませんけれども、契約交渉をさせていただく際にはその一部といえども外に出して整備されるときの費用、2億4,000万円については今の提案価格の中で整備をしていただくということを交渉の中でお願いしていくということになろうかと思っております。

原裕二委員

よくわかりました。ありがとうございました。

それとあと、この資料の前提で確認したいんですけども、収益的収支のほうにかかわることだと思うんですけども、かなりこの間議論が長引いていまして、前の記憶で申しわけないんですが医療機器のほうがたしか20億円弱ぐらいで見ていたと思うんですけども、今回あれから随分日にちがたちましたけども、この医療機器の増額分の見通しとかというのは今回の収支のほうで入っているのかどうかですね。要は前と一緒なのかどうかということです、医療機器分が。普通だったら消費税も上がりましたし少しは上乗せになっているんじゃないかなと思うんですけど、それをまず確認させていただきたいのと、それと提案価格の妥当性の検証の件なんですけども、先ほどの冒頭の説明からいきますと、本年の1月から8月まで公的病院建設の契約実績と比較しますと今回の提案は水準以下になっているということは、この1月から8月までの公的病院建設の契約実績を全部調べてその平均単価を出して、今回の平均単価と比べたら安いと、こういう解釈でいいんでしょうか。

建設事務局次長

収支シミュレーションに反映しています医療機器につきましては、現在開設支援の 委託の中で現有医療機器について調査をかけているところでございます。原裕二委員 がおっしゃるとおりに、消費税も上がっているから一部その分を上乗せになるのでは ないかというお話ですけれども、今現在調査を行っていますので中途半端な形で上乗 せするよりはそれのある程度の結果をもって反映させたのがよろしいかと思いますの で、今回は前回のままの医療機器の価格で収支シミュレーションをかけております。

建設事務局長

御質疑の2点目にございました価格の比較検討のお話でございます。たしか4月か5月のときにも調べられる限りの病院のデータを御提案させていただいております。そのときもそうですが、今回も全ての1月から8月までの期間の病院事業をチェックしたということではなくて、公表されているデータの中で見させていただきました。例えば前回お示ししました愛知県の城山病院なんかですと、今の消費税率8%に換算しますと43万4,000円ぐらいになるんですけども、今回の清水建設株式会社の提案額から実施設計のものを除いたものを面積で単純に割り返すと40万円強になるとか、そういったことでそれよりも安かったり、また、全部土台が同じじゃないんで決して比べられるものではないんですけども、最近の事例、今年の7月にはいわき市で病院のプロポーザルをやったような事例もございまして、そこの中ではこれも税込みでいいますと46万円ぐらいの数字があったりとか、そんなようなところがあります。ただ、低い数字も当然あります。それにつきましては病院の機能が違っていたり、例えば機能が違うことによって免責構造を取り入れていないとか、第3次教急とかそういうものになっていないとかです。

原裕二委員

すみません、そういう中身の話はまた20日の日にするとして、要は水準以下の提案価格ということで、水準というのを病院建設事務局のほうでこの間調べて、これが平均値ですよというその水準というのを持っていらっしゃるということですよね。それを確認したかったんですけど。

建設事務局長

水準という確たるものではないですけど……。要は、各自治体の病院のデータとい うのも当然参考になりますので、これらも使わせていただいているということで……。

原裕二委員

わかりました。

建設事務局長

その基準値みたいなものがあるということではなくて、それはあくまでも私どもが 想定した目標値の中で検討したものでございます。

原裕二委員

わかりました。ありがとうございます。

中川英孝委員長

今、原裕二委員のほうから質疑がございましたESP関係、エネルギーサービス関

係についてなんですけども、要するにA社のほうについては194億円の中に2億4,000万円エネルギーサービス事業が抜けているよと。ですけども今後の話し合いによってこれを中に入れた形の中でやるということでよろしいんですね。それは確約をとれたかどうかわかりませんけど、これは間違いなくこの中でやっていただかないとやっぱり問題だというふうに思いますから、この辺についてはしっかりと対応していただきたいと思います。

答弁は結構です。

関根ジロー委員

追加資料についてなんですけども、シミュレーションの修正がいろいろと消費税だとか入っていると思うんですけども、その確認なんですが、以前の議論の中で、開院時には600床を全部オープンしないで段階的にオープンしていくという話がありましたけども、それがそのまま継続になっているのかどうか。それをもうちょっと説明してもらいたいということと、あと稼働率についても順々に上げていくようなことだと思うんですけども、それも変わっていないのか、それとも変わっているのかどうかについて教えてください。

建設事務局次長

開院時に600床を全て開放にしないでというお話ではなくて、600床は全て開院時にオープンするんですけれども、一部入院制限をかけて段階的に90%を目指すということでございます。ですから、一時、開院時には500床だけとかそういうことではなくて、入院制限を若干かけさせていただくということで病床稼働率を3年までは抑えているということでございます。

関根ジロー委員

それは要するに現状で対応していって、計画的にこうじゃなくて、開院して入院制限をかけて3年後には90%に持っていくと、そういったイメージですか。

建設事務局次長

はい、そのとおりでございます。

関根ジロー委員

その要因としては看護師確保の問題ですか。どういう問題で600床を全部オープンできないのか、稼働ができないのか。

建設事務局次長

新病院でございますので、当然建物も新しく、医療機器、ソフト面でも変わってきますので、その辺も含めまして医療スタッフが新病院に慣れるという部分もございま

す。それと看護師という部分も若干あることはございますけど、そういった意味も含めまして3年で90%を目指すというふうに考えてございます。

関根ジロー委員

わかりました。

杉山由祥委員

先ほどからちょっとESPの件についていろいろ疑義が出ているんですけど、ざっくりとこの最優秀提案者等の特定について、資料の1-2ですね、こちらのところで先ほど米印の説明が、いわゆる最優秀提案者に決まったAが、エネルギー供給施設について機器を設置し引き渡すことという部分において要求水準を満たしていないと判断したという御説明が先ほどありました。通常考えたら、私はこの減点がされるという評価の点数を見たことがあまりなかったので、ちょっと違和感を覚えているんですけど、むしろ要求水準を満たしていなかったら、その時点でもうそれは失格になるんじゃないかと思うんですけれども、それをあえて提案者Aの総合点数から5%である7.875点を減点したという理由についてちょっとお話しください。

建設事務局技監

ESPを提案したことに伴う減点の関係でございますが、これにつきましてはプロポーザル審査会の決定として議論がなされて減点されたものでございます。ですから、私どものほうでそうしてほしいというような形でお願いをしてこのような結果になったということではございません。

杉山由祥委員

その委員会の中でそう決定したということなんですけど、じゃあ委員会の中でその 5%の7.875点を減点したという根拠は何ですか。

建設事務局技監

募集要項あるいは要求水準の中でそのような取り扱いをするというような規定は設けておりません。ただ、公平性ということから考えた場合に、ESPを提案することによって価格面でその対象とした設備分だけ低く抑えることができているという意味では不公平感がそこにあるんだということで、それを解消するための手段として審査会のほうで減点をしたというようなことでございます。

杉山由祥委員

通常、要するに要求水準を満たさなかった場合というのは、入札というのは失格になるんですね。それはそれとして、今回は減点という措置にしたということに関して恐らく不公平感が出ているというふうにお話があったんですけど、具体的にそれの不

公平感というのはちゃんと示されていると思うんですけど、来ていませんか、そうい うものは。

建設事務局技監

昨日になりますが、B社からこのプロポーザルでいわゆるESPの提案をしたことが募集要項ないしは要求水準に合わないので、本来であれば失格もしくは無効になるのではないか、それをしなかった理由等について文書をもって回答してほしいというようなことで質問書が提出されております。これにつきましてはまだ回答はしておりませんが、なるべく早い時期にしかるべき回答をさせていただきたいと思っています。ただ、その回答の内容につきましては、私どもとしてはこのプロポーザルの審査の過程について何ら疑義を抱かれるような事実はないというふうに認識しておりますの

以上です。質問書の提出された日付ですが、10月14日、一昨日になります。失礼しました。

で、そのような内容の回答になるというふうに思っております。

杉山由祥委員

そういうふうに不公平だというふうな意見が出ているということでございますけれども、これだけ問題が大きくなってきて今最終段階にある中で、やはりこの選定が正当なものであるんだという立証をきちんと皆さんにしていただかないと、本当に疑義がずっと残ったままになってしまって、それは将来に禍根を残すことになりますから、ぜひそこには真摯にお答えをきちんといただいて、20日の今回は正式な議案として上がってきていませんけども、またそれを聞かせていただきますので、ぜひそのときにちゃんとこれは正当なものなんだと根拠をお示しいただきたいなと思っております。それで、先ほどからESP、要するにこれ一つ外出しになっちゃっているから、後からこれがまた予算要求されると我々も困るよという意見がたくさん出ているんです。それでそれがもし出てきてしまったら、さかのぼってここの提案者の選定のところに疑義が持たれてしまうようだとまた話がもとに戻ってしまいますから、ぜひそこだけは絶対にこれ以上の価格はかけないんだというところを市としてきちんと持っていただいた上で、これからの議論をちょっと我々としていただきたいと思います。

中川英孝委員長

すみません、委員長のほうからちょっと申し入れをしたいんですけども、先ほどの 質問状が出ているということなんですけども、その質問状につきまして委員会のほう にぜひ提出いただくわけにはいかんのですか。委員全員に。オーケーでしょう。

建設事務局長

一応は公文書の扱いでしょうから、写しという形で委員の皆様に次回までにお配り するということでよろしいでしょうか。

中川英孝委員長

はい。

建設事務局長

あと杉山由祥委員のほうからちゃんと説明をしなさいという……。

中川英孝委員長

いやいや、本来からいえばそういう疑義が出てきているんだから、当然委員会に知っていただいて、しっかり議論していただきたいという意味でおたくのほうから出してくるんだよ。

建設事務局長

はい。申しわけないです。

中川英孝委員長

公文書だからとれとかなんとかという話じゃないんだよ。

建設事務局長

わかりました。

杉山由祥委員

今日はまだ選定の部分の話だけだったんで、また細かい話は20日にさせていただきますけども、やっぱりそういうのがあって、それを一つ一つクリアして決めていかないと本当に大きな事業ですから、ぜひ疑義を挟まれないようにきちんとお答えをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

末松裕人委員

それでは、具体的な提案を控える中での全体像を見させていただきまして、まず、今回非常に難しい議案の提案だなと実感をしております。それで、いろいろ切り口はあるんでしょうけども、私個人はやっぱりこのプロポーザル審査委員会、このものの中立性あるいは公平性、この辺に集約されるのかなという思いがございます。設置につきましてはその枠として議会としても議決同意をしておりますが、一般論なんですけどもこの人選、とりわけその学識経験者ですね、この人選の責任というのはこういう場合どこに生じることになりますでしょうか。その点だけお願いします。

建設事務局長

候補者の選びは我々事務局がやらせていただきましたが、あくまでも委員への委嘱 は病院事業管理者としてやらせていただいておりますので、そういった意味では事業 管理者が責任をとるということになります。

末松裕人委員

はい、わかりました、その件は。

それとあと、実質議会での議決が松戸市としての意思決定になりますが、プロポーザル審査委員会での今までのプロセスにつきましても重要だというふうに感じております。この辺のプロポーザル審査委員会の議事録というものは今後、あっ、これは公開されているんでしたか、今後公開されますのでしょうか。

建設事務局長

本日お配りしました資料の1-3に「審査結果報告書」とございまして、これをもって報告とさせていただきたいと思っております。というのは、この内容につきましては委員の皆様の合意形成ができた内容ですので、今日、間に合いましたのでお示ししたというところでございます。

末松裕人委員

今後、そういう物の考え方、組み立てで公開するということについてどういう見解 を持っているかということです。

建設事務局長

この結果報告書の公開ということですか。

末松裕人委員

いやいや、その議論のプロセス、今までの……

建設事務局長

議事録に見える事業のプロセスですか。

末松裕人委員

そうです。議論のですね、委員会での。議会であれば委員会は全部公開されている じゃないですか、議事録が。

中川英孝委員長

議事録の公開が可能かどうかということですよ。

末松裕人委員

そうです、そうです。

建設事務局長

プロポーザル委員会の議事録の公開が可能かどうかということでございますね。一 一こちらにつきましては今出た質疑ですので、そうできるように委員会とこれは確認 しないといけないことかと思います。

末松裕人委員

わかりました。

杉山由祥委員

未発表情報とか入っていないのか。

建設事務局長

そこら辺のところを見ないといけないものですから、何ですか、マスキングもあるかもしれませんね。

末松裕人委員

はい、わかりました。

中川英孝委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長散会宣告午前10時30分

| 委員長 | |
|-----|--|
| 署名欄 | |